

民進党 御中

若者の政治参加・社会参加に関する政策提言

2016年5月11日

日本若者協議会

もくじ

提案 1

被選挙権年齢の一律 18 歳への引き下げ及び 供託金・推薦人制度選択制の導入提案	3
---	---

提案 2 (1)

子ども・若者省の設置および 若者の意見を集約する若者協議会の設置提案	8
---------------------------------------	---

提案 2 (2)

審議会委員における若年世代の割合の増加	14
---------------------	----

提案 1

被選挙権年齢の一~~18歳~~への引き下げ及び 供託金・推薦人制度選択制の導入提案

提案の概要

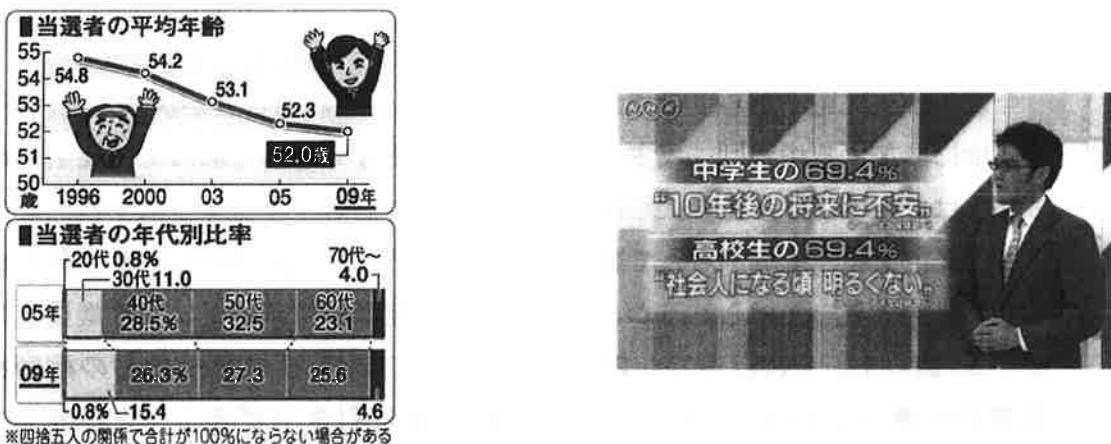
今夏の参議院選挙から選挙権が 18 歳に引き下げられることが決まった。国民が政治に参加する権利は、民主主義制度の基盤をなすものであって、民主主義の根本はできるだけ多くの人が権利行使することができるようになることである。民主主義の観点からみて選挙権が下がったことは画期的なことであるが、議会に直接意見を届けられるかどうかというと被選挙権年齢が参議院議員・知事で 30 歳以上、それ以外でも 25 歳以上というのは若者の政治参加の権利を実質的に奪っている。これを (1) 一律 18 歳に引き下げることを提案する。

また立候補にあたり多額の供託金がかかる。特に国政選挙では最低 300 万円と若い世代の平均年収以上になることも多く、若者の政治参加を進めるにあたり大きな壁となっており、(2) これを候補者の質を担保しながら人によってお金に替わる推薦人制度の導入を提案する。

1. 対象とする課題

議員全体の若者の割合は非常に低く、また議員のほとんどが若い世代から遠い年齢層にあり、若い議員の持つ力が議会内のパワーバランスといった観点からも低く、若年層の意見が政治に届いていない現状がある。

一方で、高校生の7割は将来に不安を感じている。若者の将来への不安が解決されない現状で若者の声が政治に届かないことは、無力感、あきらめをさらに増幅する悪循環を生んでいる。こうしたことが若者の政治離れをより一層加速させている一因であると考えられる。



引用元:左図 時事.com 右図 NHK

2. なぜそれが取り組むべき課題なのか

いつの時代も未来を担っていくのはその時の若い世代である。選挙権が拡大されたことはたしかに大きな進歩であるが、未だ若い世代、特に高校生の約7割は将来に不安を抱えているといわれているなかで、ストレートに彼らの声を届けるシステムが必要である。その一番の近道が立候補である。有権者の多くが比較的年齢の高い世代であることだけでなく、政治家のほとんどが若い世代から遠く、政治の遠さやパワーバランスなどから投票率への低下や政治不信に繋がっているとも考えられる。選ぶのは有権者であって立候補すれば当選することができるとは限らないが、立候補する権利はあってしかるべきであり、その世代が意思決定に参加することができることにより、今まで以上に成熟した民主主義社会をつくることにつながる。

近年話題にあがる成人年齢の18歳への引き下げと同様、国民投票権などとともに被選挙権も18歳に引き下げるべきではないか。18歳を境に個々の意思により大学等で勉学に努め

るものもいれば、フルタイムで仕事に励むものも多く、同性ともに結婚もすることができる年齢である。また、普通車免許も 18 歳で取得できることを考え合わせれば、責任能力も十分であると考えられる。成人として扱われるといった議論もあるなかで、他の権利と共に 18 歳に統一することでより良い制度となる。

被選挙権の引き下げだけでなく、その権利を行使するアクセシビリティを高めることも必要だと考える。供託金といった形だけでなく、推薦人を集めることにより立候補をすることができれば、ハード面、ソフト面ふたつの面から若者の政治参画がいままで以上に加速し、さらなる議論をもとに成熟した民主主義社会をつくることできるようになる。

3. 政策の内容

- (1) 被選挙権年齢の一律 18 歳への引き下げ
- (2) 推薦人制度を導入し、供託金の代わりに選択できるようにする

<推薦人制度の例>

推薦は一定期間内で選挙区内の有権者による決められた署名簿へ署名、捺印をもって認められ、有権者数の幅が多い選挙制度上では推薦人の最低人数は 100 人～1000 人の間になるようとする。全国比例の場合は最低 1000 人、小選挙区では 0.1%、比例ブロックでは 0.01% など。

4. 取組の主体者

- (1) 選挙管理委員会
- (2) 被選挙権・選挙権保持者
- (3) 立候補者

5. 政策の対象

- (1) 全市町村議会・都道府県議会・国会
- (2) 立候補者・有権者

6. 実施方法

公職選挙法の第 92 条（供託）の改正

公職選挙法 10 条 1 項 1 号～6 号の改正

7. アウトカム

- (1) 立候補できる年齢の幅が広がることで今まで以上に意見を集約することができるようになる
- (2) 供託金が必要なくなることで、人望が高くてもお金が少なく立候補できなかつたといったことがなくなるとともに、推薦人も責任を持って選挙に係ることになると、若い世代に近い候補者が増えることにより、今まで以上に選挙への関心を持つ層が増える
- (3) 結果的に今まで以上に多くの人が政治と選挙に参加することにより議論も活発化される

8. メリット・デメリット

(1) メリット

- ・ 若者の声を直に政治に届けることが出来るようになる
- ・ 今まで見えなかった若者が抱える諸問題が明確化される
- ・ 若者の政治への関心が高まる
- ・ より多くの人が政治参加することにより民主主義が成熟していく
- ・ 候補者の質がお金ではなく人によって担保されるため、お金をもっていればいいというわけにはいかなくなり、今まで以上に質の高まりが期待される。それにより死票も減らすことが出来る。
- ・ マニフェストなどを巡り幅広い世代での議論が活発化される

(2) デメリット

- ・ 他世代のパワーバランスが現状より下がるため、反発を受ける可能性がある。
- ・ 供託金による収入を得られなくなる。
- ・ 高校など、公の教育の場で選挙活動が行われないよう、また公正な教育が行われるよう指導が必要となる。

以上

提案 2 (1)

子ども・若者省の設置および 若者の意見を集約する若者協議会の設置提案

提案の概要

少子化の現代において、若年層が不活性なことは社会にとって大きな損失である。しかし、現在、高齢化などを原因として、若者向け政策の優先順位が下がっており、財政的な余裕のなさから今後も十分な政策が打たれるかどうかは楽観を許さない。特に若者対象の施策を行っている内閣府、文部科学省、厚生労働省等は全年代層を対象にしており、人口・政治環境を考慮した結果**若者への優先順位が低い**現状がある。

また、若者は多様な問題を抱えており、長期の支援が必要な場合もあるため、**持続的、継続的で、複合的な支援の仕組み**が必要である。

そこで私たちは、(1) 新しい子ども・若者向けの省を独立して作ることで、若年世代向け政策の優先順位を上げることを提案する。

また、より若者の現状に適した政策を実施するためにも、社会的な立場が弱く、業界団体・組合等がない発言力の乏しい若者には、行政に直接意見を届けられる新しい仕組みが必要である。そこで、子ども・若者省に対応する組織（カウンターパート）として、(2) 若者団体等の協議会を国と若者側で連携し、新設することを提案する。

1. 対象とする社会問題

教育の問題や雇用の問題など、幼少期から若者期まで一貫性のある若者政策を行えていない現状がある。そのため、義務教育後から社会人になる間で若者支援の政策が足りず、経済的・社会的困難な状況になる子ども・若者が一定数存在している。例えば、若者のうちニートは2.1%、約56万人存在する。（※）

また、一方で、少子高齢化に伴い有権者数が世代によって大きく差が出ていることや、業界団体や組合等を持たないことによって、若年層の意見が十分に政治に反映されているとは言い難い現状がある。結果的に短期的な政策や高齢者向けの政策が優先的に実施されており、財政や社会保障等の社会制度が持続不可能な状態になっていると考えられる。

※ http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h27honpen/pdf/b1_04_02.pdf

2. なぜそれが取り組むべき課題なのか

現状の府省庁の組織構造では、人口・政治環境が考慮された結果、他世代に比べ子ども・若者の優先順位が低くなり、今後さらに低くなると考えられる。

そして、若年層の意見が政治に反映されないと、より短期的な成果を求められるため、長期を見据えた政策を取りづらくなり、また、新しい社会の潮流、時代に対応しにくくなる。さらには現在先送りしている国の負債も支払不能になる状態になる恐れがある。

また、子ども・若者の抱える問題が、親の貧困や、虐待の他に、いじめや不登校など多分野にわたる上、重複しているケースも多く、複数の府省庁で行うのではなく、一括して一つの省で施策を行った方が効率的・効果的に問題を解決できると考えられる。

具体的には、多くの子ども・若者は学校に所属し、教師など多くの大人が関わるため、リスクを発見・解決するのが比較的容易で、同時に社会人となるための進路選択・決定の大切な準備期間でもある。そのため、その場を活用して子ども・若者向けの政策を実施することでより効果的に子ども・若者が抱える諸問題を解決できると考えられる。これを裏付けるように、若者支援に関わっている有識者はこう述べている。

“「若者支援の現場から」一般社団法人キャリアブリッジ代表理事 白水崇真子
「若者支援の現場で働いて15年になる。現在、義務教育年齢を超えた若者に公的に認められた支援はほぼ「就労支援」に限定されている。その結果、出会う若者の主流は25～30歳となる。現場ではいつも「学齢期に適切なケアがあれば、こんなに苦しまずに済んだのでは？」と思う。彼らの困難は10代から始まり、放置され、2次障害的に困難を多重化させることが多いからだ。長期化するほど成長・発達・自立への困難さは増す。」”

(引用：<http://www.bigissue.or.jp/pdf/wakamonoteiannsyo.pdf>)

3. 政策の内容

(1) 新規に子ども・若者省を設置する

1) 子ども・若者に関する諸課題を統合的に対処する（社会参画の保障）

子ども・若者に関する諸課題=DV 被害、育児放棄、ひきこもり、いじめ、ニート、学業支援、ブラック企業での被害 等

2) 子ども・若者が社会の重要な構成員であることを自覚し、社会に貢献する実力をつけることを支援する（社会参画の推進）

具体的には、社会教育（ボランティア活動や野外活動等）、政治教育（模擬選挙等）、大学生・若手社会人の行政機関における長期インターンシップの推進、若者議会の財政的支援等を行う

(2) 広く若者の声を吸い上げるための公的な協議会の設置

若者団体や学校単位の生徒代表、または全国で相互に選出された若者代表などが集まり、若者政策に対して意見をとりまとめる協議会を国が設置。若者が置かれている現状から、当事者として政策の提案を行ったり、逆に政府からの若者政策（新規および既存政策の修正案）の提案に対し、コメントを出したりする。

4. 取組の主体者

(1) 新設された子ども・若者省（=既存の府省庁職員）

(2) 新設された子ども・若者政策担当大臣

(3) 新設された若者協議会

(4) 全国の若者団体、学校ごとの生徒代表など

5. 政策の対象

(1) 子ども（0歳～15歳）

- DV や育児放棄など、親の問題に悩む子ども
- 経済的に困窮していて十分な教育や課外活動の機会を得られない子ども
- いじめなど、学校等の社会生活上の問題に悩む子ども

(2) 若者（16歳～35歳）

- ・上記の子どもと同様の問題に悩む若者

施策・対象具体例)

- ・社会教育・政治教育は、主に高校生とその年代の若者
- ・行政インターンは、主に大学生、35歳までの社会人
- ・若者議会は、35歳までの子ども・若者

6. 実施方法

(1) 国家行政組織法第三条二項に基づき、「子ども・若者省設置法」を定める

“国家行政組織法第三条二項：行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。”

(2) 新規に行政インターンシップ、若者議会等の施策を行う部局を子ども・若者省内に設置する

(3) 内閣府の青少年育成関係施策（共生社会政策）を中心として、各省庁における子ども・若者育成推進関係部局を子ども・若者省に統合する

具体的には下記が対象組織となる。

1) 内閣府

内部部局

政策統括官（共生社会政策担当一部）

特別の機関

子ども・子育て本部

子ども・若者育成支援推進本部

子どもの貧困対策会議

少子化社会対策会議

審議会

子ども・子育て会議

2) 文部科学省

初等中等教育局
高等教育局
スポーツ・青少年局
中央教育審議会
教科用図書検定調査審議会
大学設置・学校法人審議会
国立大学法人評価委員会
国立教育政策研究所

3) 厚生労働省

雇用均等・児童家庭局
社会・援護局(一部)

<参考：スウェーデンの事例>

スウェーデンでは若者担当大臣がおり、若者政策に関する国の目標がある。またスウェーデン青年事業庁では、若者政策の調整、フォローアップを行っているが、その範囲はクラブ活動や教育問題から福祉問題まで、多くの異なった分野を含み分野横断的になっている。

(4) 政府が一定程度出資し、若者団体等と共同で「若者協議会」を設置する

欧州各国やアジアの一部の国々では、政府が相当程度関与して「若者協議会」や「若者議会」を運営している。若者協議会や若者議会には全国から若者が集まり、効果的に若者の声を届ける役割を果たしている。

7. アウトカム

親の貧困や職業問題、学校でのいじめ等、子ども・若者が抱える問題に一体的に対応できるようになる上、同じ年代層（子ども・若者）・場所（学校等）を対象としている府省庁の重複した役割をなくすことで予算削減にも繋がると考えられる。

また、若者向けの施策を行う課・局を子ども・若者省として独立させることで、若者優先の政策を打ち出しやすくなると考えられる。(政策案：若者議会、行政インターン、社会教育・政治教育(模擬投票等)への支援など)

さらに、若者協議会が設置されることで、子ども・若者の声を届ける先が明確になり、子ども・若者の意見を吸い上げやすくなる。

8. メリット・デメリット

(1) メリット

- ・ 子ども・若者が抱える諸問題が解決しやすくなる
- ・ 子ども・若者の施策を重複することなく一元的に実施することで、予算削減にもつながる
- ・ 行政インターンシップ、若者議会等が実施されることで、若者の政治への関心が高まる
- ・ 子ども・若者の意見を取り入れる機関（若者協議会）ができることで、現状あまり吸い上げられていない若者の声を吸い上げられるようになる

(2) デメリット

- ・ 他世代の優先順位が現状より下がるため、反発を受ける可能性がある
- ・ 現在各省が持っている権益が減るため、反発を受ける可能性がある

以上

提案 2 (2)

審議会委員における若年世代の割合の増加

提案の概要

現在、各省庁が政策立案の過程において、多くの審議会、委員会等が設けられている。これは、民主主義においての国民の意見、また、政策の専門性において学者など有識者の意見を組込ませるために利用されている。

しかし、この省庁の審議会に参加している民間人の多くは、50代以上の場合が多いのが現状である。審議会によっては子育てや教育など若者が関わる政策であるのに、**審議をする委員に当事者である若者が極めて少ないことは問題だ**と考える。

そこで、私たちは若者政策を扱う審議会等に若者の意見をより反映させるため、**審議会委員の構成人数の一定割合を35歳以下とする**ことを提案する。

1. 対象とする課題

若者政策に関する審議会等の委員の年齢構成に偏りがあること

<本提案における言葉の定義>

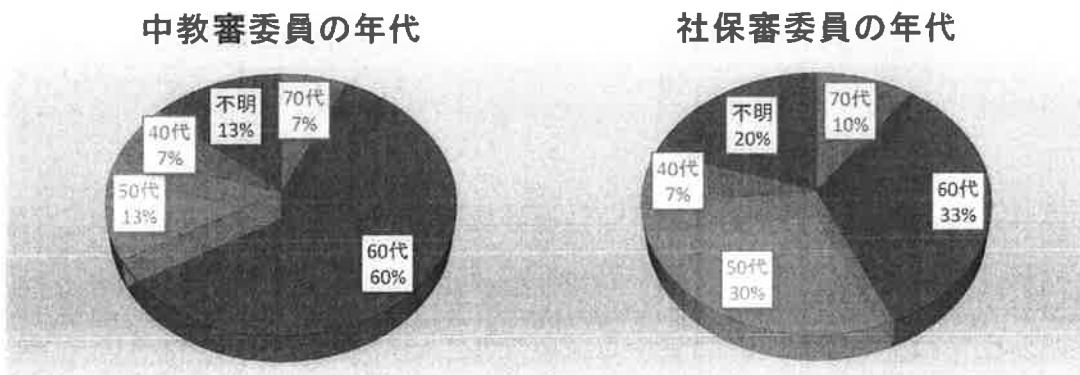
- (1) 若者：35歳以下（若者政策当事者。子育て世代も考慮に入れるため）
- (2) 若者政策：子ども、若者の福祉を向上させる政策並びに子ども・若者の社会参画を促進する政策全般。（例）教育、いじめ・非行防止、ニート対策、出産・子育て、雇用、犯罪被害、消費生活被害、社会参加・政治参加に資する諸施策
- (3) 審議会等：外部有識者によって構成される政府の審議会、審査会、調査会、委員会等

2. なぜそれが取り組むべき課題なのか

○現状の審議会等の年齢構成に偏りがある

多くの審議会等では、50代以上の委員が大半を占める。例えば、現在の中央教育審議会では50代以上が少なくとも80%以上、社会保障審議会は50代以上が少なくとも70%以上となっている（日本若者協議会調べ）。専門的知識や十分な経験を備えているという点で、壮年以上の世代が中心的となることは理に適ってはいるが、政策の対象となる世代の事情を十分に汲み取ったり、意見を適切に反映させるといった観点からは、不十分であり、委員の構成を再検討する必要がある。

中央教育審議会と社会保障審議会の委員の年齢構成（2015年7月現在）



3. 政策の内容

若者政策に関する政府審議会等の委員のうち、18歳以上35歳以下の割合を3割以上とする。（18歳未満の者の意見も代弁する意味を持つ）

*平成22年の国勢調査より35歳以下の日本の人口割合が約35%であるため。

*審議会等での発言は責任が伴うものであるため、下限を設ける。下限は選挙権年齢に合わせる。

4. 取組の主体者

当該審議会等を所管する府省庁

5. 政策の対象

審議会等で扱う分野に関して相当の知識・経験を持つ35歳以下の人

6. 実施方法

現在の行政での審議会・委員会制度は国家行政組織法第8条と、内閣府設置法第37条、54条の「規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適當な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。」に基づき、設置されている。

これらの文言の中に一定割合、若者世代の参加者を入れるようにする。

7. アウトカム

- (1) より当事者の事情に即した政策形成が可能となり、若者を取り巻く社会課題のより良い解決につながる
- (2) 直接的に若者の意見が取り入れられる可能性が高まることで、若者の意欲向上につながる

8. メリット・デメリット

(1) メリット

- ・今よりも若者の意見をより直接的に政策に反映することができ、社会の新しい潮流を捉えた政策を作りやすくなる
- ・政策に影響を与えられる可能性を感じることで、若者も政治・政策を身近に感じられるようになる

(2) デメリット

- ・知識や経験の少ない若者が参加することで、審議のレベルが下がる可能性がある
- ・35歳以下の委員を探すため、行政の負担が増える

<対策>若者協議会等の政策に関心の高い若者が集まる団体等が推薦をすることで、委員のレベルを一定以上に保ち、かつ行政の負担を減らすことができる。

参考：子ども・若者に関する審議会等と根拠の法令（一部）

名称	根拠法令
子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法
アルコール健康障害対策関係者会議	アルコール健康障害対策基本法
消費者委員会	消費者庁及び消費者委員会設置法
食育会議	食育基本法
少子化社会対策会議	少子化社会対策基本法
中央交通安全対策会議	交通安全対策基本法
犯罪被害者等施策推進会議	犯罪被害者等基本法
自殺総合対策会議	自殺対策基本法
消費者政策会議	消費者基本法

参考文献

総務省人口統計

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat>List.do?lid=000001118081>

中央教育審議会

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/

国家行政組織法 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S23/S23HO120.html>

内閣府設置法 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H11/H11HO089.html>

以上

